

はじめに

■ 新居浜市では

新居浜市では、平成16年1月に1施設においてPPPの一種である指定管理者制度を導入したことを皮切りに、平成30年に策定した「新居浜市公共施設再編計画」や令和3年に策定した「第六次新居浜市長期総合計画」及び「新居浜市行政改革大綱2021」において、PPP/PFIなど民間活力の導入や効果的な活用、取組推進を掲げており、民間活力の積極的な活用を図ることとしています。

■ 国では

国では、平成28年度末までに人口20万人以上の地方公共団体に対して「PPP/PFI手法導入を優先的に検討する規程」の策定を要請し、近年では人口20万人未満の地方公共団体へも優先的検討規程の導入要請や策定支援等を通じて、PPP/PFIの導入・検討を促進しています。

これらを踏まえて、新居浜市では**PPP/PFI手法を積極的に導入するための具体的なルール**となる「**新居浜市PPP/PFI手法導入優先的検討方針**」及び「**新居浜市PPP/PFI導入ガイドライン**」を令和4年3月に策定しました。

PPPとは？ PFIとは？

■ PPPとは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称で、公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

■ PFIとは、Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提供する手法です。PFIは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。「PFI法」ともいいます。）に基づき実施されます。

新居浜市PPP/PFI手法導入優先的検討方針

（1）優先的検討方針の導入目的・効果

■ 導入目的

優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

■ 導入効果

- ✓ 低廉かつ良質な公共サービスが市民に提供されること
- ✓ 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
- ✓ 民間の事業機会を創出し、地域の活性化に資すること
- ✓ 財政負担の削減及び平準化

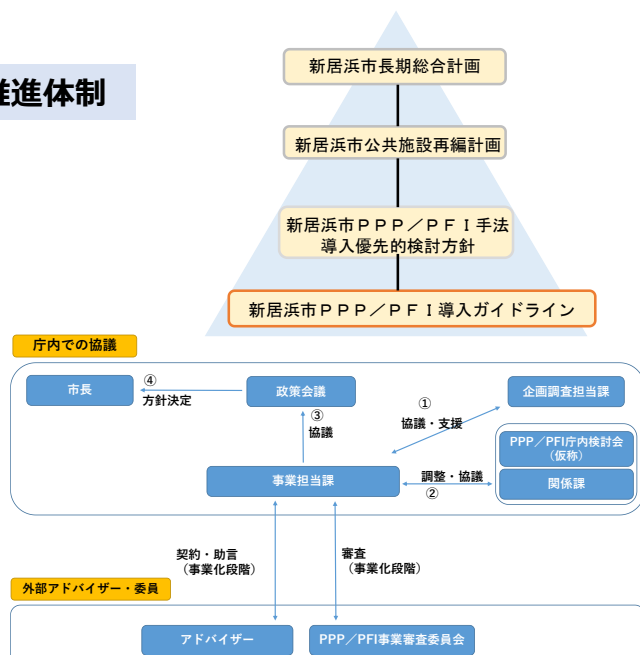
（2）優先的検討方針の位置付け及び庁内の推進体制

■ 優先的検討方針の位置付け

優先的検討方針は、「新居浜市長期総合計画」及び「新居浜市公共施設再編計画」に基づき、公共施設の新設や維持管理費等の将来的な負担の増加を防ぐため、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討することを示したものです。

■ 庁内の推進体制

PPP/PFI導入の検討・決定・実施に当たっては、市として統一的な手順によって進める必要があります。新居浜市においては、「事業担当課」がPPP/PFI導入の検討や具体的な事業手続を円滑に進めていくために、「企画調整担当課」が各種の支援を行い、PPP/PFI導入における重要事項については、「PPP/PFI庁内検討会（仮称）」、「政策会議」での協議を経て、方針を決定します。



（3）優先的検討の対象事業

■ 対象とするPPP手法

民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	ア 公共施設等運営権（コンセッション）方式 ウ 包括的民間委託 イ 指定管理者制度 エ O方式（運営等）
民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	ア BTO方式（建設-移転-運営等） ウ BOO方式（建設-所有-運営等） オ RO方式（改修-運営等） イ BOT方式（建設-運営等-移転） エ DBO方式（設計-建設-運営等） カ ESCO（エネルギー・サービス・カンパニー）
民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	ア BT方式（建設-移転） ウ 民間建設借上（リース）方式及び特定建築者制度等 イ DB方式（設計-建設）
その他公的不動産を利活用する手法	ア 定期借地権方式 イ 公共所有床の活用 ウ 占用許可等の公的空間の利活用 エ 公募設置管理制度（Park-PFI） オ 民間提案制度

■ 優先的検討の対象事業（次の①のア、イのいずれか及び②のア～ウのいずれかを満たす事業）

① 事業内容による分類

- ア 建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業
- イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業

② 事業規模（事業費）による分類

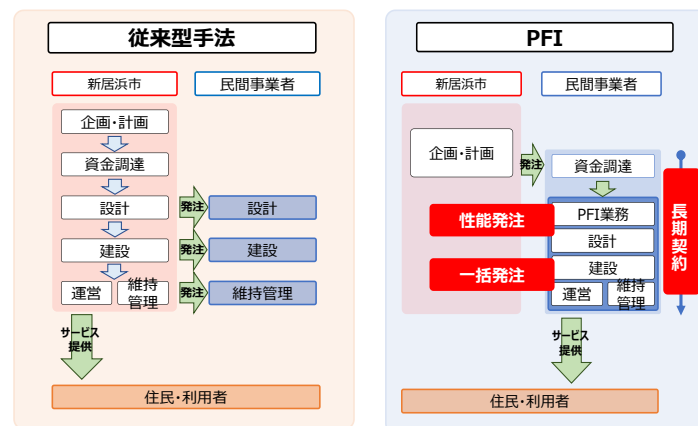
- ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業
- イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業
- ウ 上記ア、イの他、国や他の地方公共団体で同種事業におけるPPP/PFI手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業

（4）優先的検討の開始時期

- ① 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき
- ② 公共施設等の運営等の見直しを行うとき（指定管理者制度の指定期間が終了するとき等）
- ③ 「新居浜市公共施設再編計画」に基づく「個別施設計画」の策定若しくは改訂を行うとき
- ④ 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- ⑤ 公共施設等の集約化、複合化等を検討するとき
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、公共施設等の整備等の方針を検討するとき

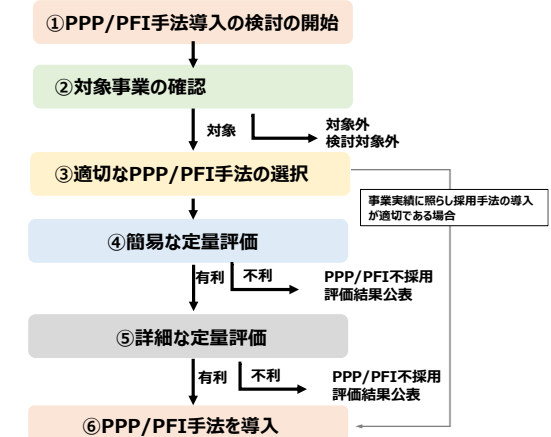
（5）PFIの特徴・仕組

PFIの特徴や基本的な仕組及び従来型の公共事業との違いは下記のとおりです。



（6）PPP手法導入フロー

事業の必要性があると判断した事業について、優先的検討方針に基づきPPP/PFI導入の検討（優先的検討）を行います。



（7）新居浜市PPP/PFI手法導入優先的検討方針の特徴

■ 対象事業

国や他の地方公共団体で同種事業のPPP/PFI手法導入実績があれば、検討の対象とします。

■ 導入可能性の検討（簡易な検討）

「愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム」や国土交通省が主催する「四国ブロックプラットフォーム」等を活用し、民間事業者意見聴取（サウンディング型市場調査）を積極的に実施します。